

## 都道府県農業会議会議員手当等負担金（継続）

### 1. 趣旨

農業委員会等に関する法律（昭和26年法第88号）第2条第4項の規定に基づき、都道府県農業会議が農地法によりその所掌に属せられた事項を処理するために必要な会議員手当及び職員設置費を負担する。

### 2. 事業内容

都道府県農業会議は、農地法その他の法令によりその所掌に属させた事項を行う（農業委員会等に関する法律第40条第1項）。

3. 事業実施主体 都道府県農業会議

4. 事業実施期間 昭和29年度～

5. 補助率 10/10

6. 平成18年度概算決定額	593,144千円	(607,844千円)
(1) 会議員手当	120,625千円	(120,625千円)
(2) 職員設定費	472,519千円	(487,219千円)

〔担当課：経営局構造改善課〕